一〇五四　特殊肥料等を指定する件の一部を改正する件　一　183　二七
一〇五五　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条の二第一項、第二項及び第四項の規定に基づき普通肥料の原料の種類等の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件　一　183　二八
一〇五六　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件の一部を改正する件　一　183　二九
一〇五七　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件の一部を改正する件　一　183　三〇
一〇五八―一〇六六　保安林の指定をする件　四　184　一
一〇六七―一〇七〇　保安林の指定施業要件を変更する件　四　四
一〇七一　保安施設地区の指定をする件　四　五
一〇七二　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　四　五
一〇七三―一〇八八　保安林の指定をする件　五　三
一〇八九―一〇九〇　保安林の指定を解除する件　五　五
一〇九一　オーストラリア産マンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　五　六
一〇九二―一〇九七　保安林の指定をする件　六　三
一〇九八　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　六　五
一〇九九―一一〇九　保安林の指定をする件　六　七
一一一〇―一一二四　保安林の指定を解除する件　七　三
一一二五　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　七　187　一四
一一二六―一一三三　租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件　七　八
一一三四　特定水産資源（めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら及びみんくくじら）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　八　188　三〇
一一三五―一一三七　保安林の指定をする件　一一　二
一一三八―一一五〇　保安林の指定を解除する件　一一　三
一一五一　農薬の登録が失効した件　一一　四
一一五二　肥料の登録の有効期間を更新した件　一一　189　三五
一一五三　生産業者の住所の変更に係る届出があった件　一一　189　三九
一一五四　肥料の登録が失効した件　一一　189　四〇
一一五五　肥料を登録した件　一一　189　三九
一一五六―一一六三　保安林の指定をする件　一二　二
一一六四　肥料の登録の有効期間を更新した件　一二　190　一
一一六五　生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があった件　一二　190　五
一一六六　肥料の登録が失効した件　一二　190　五
一一六七　肥料を登録した件　一二　190　六
一一六八―一一七五　保安林の指定をする件　一三　四
一一七六―一一七八　農薬を登録した件　一三　五
一一七九―一一九一　保安林の指定施業要件を変更する件　一四　二
一一九二　種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件　一五　193　二一
一一九三　日持ち生産管理切り花の日本農林規格の一部を改正する件　一九　五
一一九四　日持ち生産管理切り花についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件　一九　五
一一九五　日持ち生産管理切り花の生産行程についての検査方法の一部を改正する件　一九　五
一一九六　日持ち生産管理切り花の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件　一九　五
一一九七　保安林の指定施業要件を変更する件　一九　五
一一九八　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一九　五
一一九九　漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件　一九　六
一二〇〇　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一九　六
一二〇一　豚及びいのししに係る家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域を定める件の一部を改正する件　一九　七
一二〇二　種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件　二二　三
一二〇三　種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件　二五　200　三三